

熱中症予防管理者教育について

(労働安全衛生規則 第612条の2)

厚生労働省では、熱中症に対する労働災害を防止するため、事業所における熱中対策を専門的かつ組織的に推進する「熱中症予防管理者」の選任を推奨するとともに早期発見のための体制整備や重篤化防止措置のための手順書の作成、関係作業員への周知を罰則付きで義務化しております。

(令和7年6月1日実施)

【講習内容】

区 分	講 習 科 目	講習時間
学 科	熱中症の症状	0.5 時間
	熱中症の予防方法	2.5 時間
	緊急時の救急措置	0.25 時間
	熱中症の事例	0.25 時間
	関係法令等	0.25 時間

※講習は、テキスト(日本語)を使用しての講義となります。

【修了証】

全ての講習を受講されますと、修了証を交付いたします。